

工事契約専門員の勤務条件

項 目	内 容
職名	工事契約専門員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、<u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都教育庁総務部契約管財課 (新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 16 階) ※ 業務の都合により出張が命じられ、出張先で勤務する場合があります。
職務内容	工事請負契約等(地質調査、測量、設計、監理等の委託契約を含む。)に関すること。 (1) 設計等委託に関する契約業務及び工事請負契約事務の支援業務 (2) 業者選定委員会(工事)の庶務 (3) その他、契約管財課長が指示する業務
求められる資格・能力	(1) 必要な知識 工事等に係る契約事務の知識を有し、適切な窓口対応ができること。 (2) 必要な技能 ア パソコン(Excel、Word 等)の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。 イ 個人情報保護や情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組む、正確な事務処理ができること。 ウ 上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができ、関係機関と円滑な連絡調整を行うことができるなど、十分なコミュニケーション能力を有すること。 エ 協調性があり、業務に対して強い責任感があり、組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができること。 オ 服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 カ 心身ともに健康で、意欲を持って職務を遂行できること。 (3) その他 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	月 16 日
勤務時間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで、又は 9 時から 17 時 45 分まで ※ 常勤職員の例に準じて変更が可能 ※ 所定勤務時間を超える勤務の有無 原則としてなし
休憩時間	12 時から 13 時まで

休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額 208,100 円 (改定される場合あり) 通勤手当相当額を別途支給 (上限 150,000 円/月) ※ 原則として月の 1 日から末日までの期間分を当月の 15 日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

○上記勤務条件等については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。